

会議結果報告書

令和2年2月12日

会議の名称	令和元年度 第4回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	令和2年1月29日（水）13時30分～15時00分
開催場所	いろは遊学館 第1研修室
出席委員 及び 関係機関	大貫正男会長、飯村史恵副会長、池田恵子委員、竹内善太委員、 竹前榮二委員、渡辺修一郎委員 (計 6人) さいたま家庭裁判所 相田主任書記官 (計 1人)
欠席委員	なし (計 0人)
説明員	長寿応援課 中村修課長、吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主幹、 山田美穂主査 (計 4人)
議題	(1) 市民意見公募（障がい者団体意見含む）の結果及び成年後見制度 利用促進基本計画（案）について (2) 次年度の中核機関運営方針及び事業計画について (3) その他
結果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 0人)
事務局職員	村上孝浩健康福祉部長、豊島俊二健康福祉部次長、中村修長寿応援課長、 吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主幹、山田美穂主査 福祉課 抜井雅治主席専門員、子ども家庭課 安形喜代美主査
署名	(議長) (署名人)
審議内容の記録（審議経過、結論等）	
<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ 会長) 今年もよろしくお願ひします。志木の田子山富士が国の重要文化財に指定され、喜ばしいことである。</p> <p>3 議事 (1) 市民意見公募（障がい者団体意見含む）の結果及び成年後見制度利用促進基本計画（案）について 説明員) 資料に基づき説明。修正は細微な範囲までとなるが、計画案の意見を伺った上で承認いただきたい。 委員) 基幹福祉相談センターと後見ネットワークセンターの関係で、後見ネットワークセンターは一般市民や市民後見人が直接相談する機能があったが、P31基幹福祉相談センターの図に後見ネットワークセンターは基幹相談機関に専門職への相談、助言、指導等とあるため、専門職の相</p>	

談窓口に見え、一般市民や市民後見人の相談先は一次相談窓口に見える。計画と関係がないため反映されなかった公募意見に「市民はどこに相談に行けば良いのか分からない。」とあった。この計画案でも、結局どこに相談に行けば良いかより分からなくなった。考えを教えて欲しい。

説明員) 基幹福祉相談センターは、福祉に関する相談を一元的に受付けるほか、専門職への相談支援、助言、指導も行う。委員から市民がどこに行けば良いか分からないとの指摘のとおり分かりづらい部分があるが、市民からの相談内容に応じ担当を案内し、支援が必要な市民をキャッチする体制を考えている。周知についてもどこに相談窓口があるのか、市民や市民後見人支援の窓口と分かるようにしたい。

委員) この記載では、市民が後見ネットワークセンターで相談できる所が無くなってしまったように見える。相談内容を確認し担当窓口を案内したら、そこでは解決しないということか。

説明員) P 3 1 の 1 0 ※ 「基幹福祉センターが市民への支援体制として、8 0 5 0 問題やひきこもりなど多問題や複雑な家庭への支援のため」に、後見ネットワークセンターや障がい者基幹相談支援センター、生活相談センターがまとめ市民の相談を受ける窓口と考えている。後見ネットワークセンターと障がい者基幹相談支援センターの位置づけで基幹相談機関と記載しているが、後見ネットワークセンターは専門職だけへの相談支援、助言だけでなく、市民の相談窓口となる。P 8 6 地域連携ネットワークイメージのように、これまで同様に市民は後見ネットワークにつながっていく。

議長) P 3 1 の図に「市民」や「地域」を加えたら、もう少し分かりやすくなるのではないか。

委員) P 8 6 イメージ図「チーム・後見人」は、一次相談機関へ相談するようになると見える。後見チームと後見人は一次相談機関で、そこで困ったときは後見ネットワークセンターと見える。市民が困った時に、基幹福祉相談センターへ相談に行くようには見えない。

議長) 2 つの図を合わせれば分かるかもしれない。分かりやすく表した方がよい。

委員) 2 つのことを1 つの図で説明しようとするのは難しい。市民にPRする時は「ここでも相談を受ける」という形が良い。また、基幹福祉相談センターがコーディネートだけを行うような受け取られ方をされるのは良くない。コーディネーションをし受けとめ、解決することも含んだ方がよい。今、福祉業界全体にコーディネーターの職種が多く存在していて、「コーディネーターのコーディネーションが必要だ」という話があるくらいになっている。コーディネーションはもちろん大事だが、単なる窓口のつなぎ機能だけで終始すると、たらい回しになる可能性もある。基幹福祉相談センターの機能にも関わるため、問題解決という観点からもう少し検討した方がよい。

説明員) 市民の相談を受けるのかという点で、基幹福祉相談センターとは何かという説明が中心になり不明瞭であり、全体的な表現ができてないところがある。PRではしっかりと案内できる形にしたい。後見ネットワークセンターは、具体的に後見に関する個別の受任案件まで調整等を行っているが、新たな障がい者基幹相談支援センターや生活相談センターについても、コーディネートだけでなく解決に導くことを考えている。障がい者への支援を重層的に行うと同時に、特に困難ケースや複雑化しているケースへの体制を整え、後見ネットワークセンターと他のセンターとで取り組む考えである。コーディネートだけで終わることなく、解決や長期にわたる困難ケースをどのように進捗管理するかがこれまでの課題でもあったため、新たな取り組みとしてやっていきたい。図の修正については検討させていただく。

委員) P 8 6 「基幹福祉相談センターとは」を見ると「3 つの機能を活かしコーディネート等を行い、さまざまな専門職が連携する体制です。」とあるが、相談機能もあると記載すると良いのではないか。この表記では専門職だけが連携して終わりとなって見えてしまう。支援する機能があるのに、

無いような表記になっている。

説明員) 市民のためのセンターということが分かるような表記ができるか検討したい。

委員) その辺りは大事にしていけないといけない。P87「後見ネットワークセンターを含む中核機関」というところで考えると、一次相談窓口との連携強化が大きな役割となってくると思われる。後見ネットワークセンターは司法との連携窓口であり、ある程度育っていけば一次相談窓口が全ての相談を受けていくことも想定すべきと考えている。後見ネットワークセンターが基幹相談支援センターとして、相談を受けるとすると「では一次相談窓口は相談機能として何をするのか」ということになる。特に難しいのは、基幹福祉相談センターに生活相談窓口が入ること、ダイレクトに市民からの生活困窮者に係る相談を受けることになるが、一方で障がい者からの相談については、地域によっては基幹福祉相談センターでは直接障がい者からの相談は受けないところもあり、機能が混在することとなるので、整理していかないといけないと思う。地域がどのような相談の力をつけていくかという視点で検討すると良い。

委員) 前回の国の会議でもあったが、全てを後見制度につなげるのではなく、地域包括支援センターが一次相談窓口として対応することが重要であり、ワンストップでできる限りの解決に結びつけて、後見制度について必要な助言があれば後見ネットワークセンターとの連携を取る流れになるのではないかと。

委員) 個別のケースで例外的な支援が出てくるのではないかと。それぞれに支援を行いながら、市民の方に向けて分かりやすくするべきと考える。それぞれ制度として違うレベルのものを一つの器に入れる話になってくると思うので、ポジティブに考えれば、志木市として新たなチャレンジをしていくものとなるが、その中で「後見制度についてはここでも相談できますよ」と市民にわかりやすい周知をしていくと良いのではないかと。

【審議結果】

(1) の計画案を承認する。基幹福祉相談支援センターの説明は、市民も相談支援の対象となることが分かりにくいいため修正が望ましい。修正における市との調整は議長に一任する。

(2) 次年度の中核機関運営方針及び事業計画について

説明員) 資料に基づき説明。先日フォローアップ研修では家裁に連携いただき、裁判傍聴や裁判長への質疑などもご配慮いただき、大変有意義で受講生のモチベーションも高く実施ができた。

委員) 「II 事業計画 7 市民後見人養成・支援」とあるが、令和2年度重点項目に支援という項目がない。裏面「後見制度利用促進体制 事業実施計画・年次計画(案)」には、勉強会や市民後見人への支援活動がいくつか入っているので、重点項目に「支援」も入れた方が良い。

説明員) 修正する。

委員) 「令和2年度重点項目」が7項目あるのは多い。中でも重点的に取り組む項目を整理した方が良いと思う。今後、任意後見も重点になると思う。

議長) 「令和2年度重点項目(6) 任意後見制度の利用に関する仕組みづくりの検討」では、任意後見の相談体制を作っておいた方が良い。

委員) 任意後見が増えれば、市民後見人が受任するよりも、市の負担も減ってくると思う。

議長) 国や専門職団体においては任意後見への関心が高まっている。市としても相談体制を作っていく。国の理解促進会議にもあったが、任意後見契約の7割は親族であり、市や専門職が関わらない密室で契約をしている実態があるため、なるべく相談に来てほしいと思う。PRや仕組み作りを具体的にしていくことが大事であり、私も委員を務めている地域包括支援センターの会議では、去年に任意後見を2件契約したとの報告を受け先進的だと感心した。訪問支援を徹底し

ニーズを発見したり、判断能力が無くなったら家裁に申し立てをしていた。また、なぜ任意後見の7割が親族かと言えば、3 専門職はあまり任意後見に熱心では無いので受け皿が少ないこと、また、受け皿は法人後見になるため、法人後見をいくつか作らなければならないと考えられるところである。

委員) 契約等をオープンにしていかなないと、不正の問題が出る。

委員) 専門職では費用が掛かり、誰でも専門職に頼めるわけでは無い。判断能力がある間だと「知っている人に頼みたい、それであれば親族」といった考えになると思う。

委員) 今回の厚生労働省の会議でも不正問題が挙がっていた。任意後見の最前線はやはり地域包括支援センターではないかと思う。ケースと常に多く接触しており、どう支援していくのか、今後考えるべきである。

議長) この審議会で仕組み作りの検討ができるとうい。任意後見は客観性がなく契約の段階から第三者が入らないと難しい。地域包括支援センターが担うことはあるかもしれない。

委員) 計画にある意思決定支援はどこになるのか。意思決定支援の研修や評価は難しいと思うが、徐々に仕組みを作り上げていくことが必要だと思う。

説明員) 意思決定支援は、障がい者支援などの分野で、ガイドラインを検討していると聞いている。事業計画6の「地域自立支援協議会での検討を含む」で制度の履修や、II 事業計画「5 専門職研修」で取り上げる。ガイドラインは関係社会福祉士より作成中と聞いているが、令和2年度重点項目「(1) 一次相談窓口及び福祉事業者の強化」で、高齢担当者、障がい担当者、地域包括支援センター、相談支援事業所に周知したいと考えている。毎年度、実施している研修会とあわせ、発表され次第すぐに送付する。

議長) 現存するガイドラインは大阪府家裁のものと、案として最高裁のものがある。

説明員) 新たなガイドラインは社会福祉士会で把握しているものがあり、福祉関係の内容と思われる。

委員) 福祉サービスの利用に関する意思決定ガイドラインが、平成29年に厚生労働省から発出されているが、ガイドラインで意思決定支援が確立するわけではないことを注意した方がよい。これを研修で取り上げた方がよい。現場に即し、現場できちんと考える働きかけは必要である。毎年、研修等で最新の考え方を伝える仕組みにした方がよい。

説明員) これまでのガイドラインでも「具体的にどう動くのか」と現場からの意見を聞いており、それを受けて今後のガイドラインは改善していると聞いている。現場の苦労をどう落とし込むのかといった視点でやっていきたい。

委員) 意思決定支援は難しい。自分の経験から、不動産を売るとなっても判断能力が無いから、どうやって伝えるのか、話してもほとんど分からない。社協や長寿応援課、福祉課、最後に裁判所にも聞いて教えてもらったガイドラインがあっても、第三者を含めてチームでやるしかないのではないか。

議長) 身上保護の意思決定支援と財産管理の意思決定支援は違う。厚生労働省も身上保護と財産管理の意思決定支援のワーキングチームを分けている。意思決定支援は難しく長い課題となっている。

【審議結果】

(2) を承認する。

(3) その他

・研修視察(国成年後見制度利用促進専門家会議)の感想について

委員) 会議では司法書士の川口委員から、1年半で400万円の報酬を受けた不正事案の話があった。志木市で成年後見人に監督人を付けないとするならば、不正が起きない仕組み作りが必要だと感じた。

議長) 不正防止の面では、信託か預金であれば簡単であり、さいたま家庭裁判所もその方針である。

信託に費用はかかるが、監督人を付けない面では費用は掛からない。

委員) 意思決定支援の問題もあって、本人が意思能力がある段階で財産形成のビジョンを持ち、預けたり投資したものであるのに、それを解約し、信託にするのはどうなのか。財産管理に関心をきちんと持ってやっていたことを無視することにもなる。信託だから全部良いということではない。財産があると後見人が不正をするリスクやその影響も多額になる可能性もある。信用できる人に任意後見をするのが良いと思う。内容を希望に合わせ財産管理の契約をすれば良い。

議長) 任意後見人の一番良いところは、信託せずに任意後見人が保有していられ、法定後見の場合では刑法で横領になるところも、例えば親の任意後見人に息子がなった場合には、親族相盗令により刑法の適用にはならない。

委員) 任意後見では地域包括支援センターとの関わりを強化した方が良い。今後、家族がいない人がどんどん増えていく状況を見ると、地域包括支援センターが任意後見とどのように係わるのか、その役割を考えないといけない。尾張東部権利擁護センターでは医師会も巻き込んで、医療関係者に研修をしている。後見制度の利用まではいかない福祉サービスの利用、日常生活支援事業の方が馴染むケースについて、後見制度と振分ける役割を地域包括支援センターが果たしている。そのような研修が、今後ますます必要だと思う。

事務局) 任意後見の利用年齢が平均年齢80歳、一番多いのは83歳である。高齢になり初めて後見が必要になり「では任意後見にしよう」となっていると考える。目指すところは、もっと若い年齢で元気なうちから後見制度のことを考えて欲しいと思うところだが、実際に元気なうちはなかなかそのような認識は持たない。「もっと若いうちから後見制度のことを考えましょう」と、色々な所で機運が高まらないと難しい。

議長) 自民党が提言し法務省が腰を上げて日本公証人連合会に掛け合って実施した調査がある。そこでは法務局は証明書を発行しているが、対象者が存命か、認知症になっているかを確認していない実態が明らかになった。今後、家裁と法務局との役割分担や、日常的な監督は行政事務となる検討がされる可能性がある。

それでは会議の最後に家庭裁判所より、助言、指導の言葉をお願いしたい。

家庭裁判所) 利用促進基本計画にあるように、地域連携ネットワークの一員である裁判所は利用者にメリットを感じてもらえる制度の運用実現を目指し、自治体とも連携して利用促進の取組を進めていきたいと考えている。今年度については、市民後見人養成講座に職員を講師として派遣するなどして志木市と連携させていただいたところである。

裁判所による利用促進の取組として、来月さいたま家裁本庁において後見関係の事務打合せを開催する予定である。この事務打合せには、県内の全市町村にお声がけをさせていただいたところであるが、志木市の担当者の方にも出席していただくこととなっている。

本日、志木市の基本計画を拜見すると家裁とのネットワーク作りのための調整等が必要との記載がある。裁判所としても、引き続き、志木市と連携し、利用促進のための協力をさせていただきたいと考えている。

次回 令和2年度第1回会議 令和2年5月28日 13時30分～ いろは遊学館第1研修室

4 閉会

以 上